

一般社団法人自然流の会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人^{じねんりゅうのかい}自然流の会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県高山市丹生川町大字旗鉾字月出249番地5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、自然・環境・健康を軸に森林文化を継承し、天然素材の利用を社会に普及し、暮らしに安全安心を提供し次世代につなげることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 自然・環境・健康の各専門部会を設置し、講習会・セミナーやブログ等で周知活動を行う。
2. 「自然流健康の家」を社会に普及させるための事業を行う。
3. 人々の健康生活のため、農業・林業活動を通じた自然体験事業を行う。
4. 低炭素社会の実現に向けた、うちエコ診断等に係る事業を行う。
5. 商材やノウハウの調達、研究開発ならびに製造、販売を行う
6. インターネットやクラウドシステムを利用した情報サービスを行う。
7. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、この事業に賛同する一般個人または団体(法人を含む)を会員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める会則を承認し、入会申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員入会時及び毎年の年会費を、社員総会において別に定める規約に準じ、会費を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届けを提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
2. 理事会で決議したとき。
3. 当該会員が死亡、または法人が解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会はすべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任または解任
2. 理事及び監事の報酬額等
3. 計算書類等の承認
4. 定款の変更
5. 解散
6. その他、会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、通常会員総会として毎年度5月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第 16 条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、会員 1 口につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名捺印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3 名以上 25 名以内
2. 監事 1 名以上 2 名以内

理事のうちから代表理事、副代表理事、専務理事を置く。

代表理事を除く理事は業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事、副代表理事、専務理事、会計は、理事会の決議により理事の中から選任する。

(役員職務及び権限)

第 22 条 役員は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(事務局の設置)

第24条 当法人に事務局長その他の職員を置く。

2. 事務局長は代表理事が任命する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4. 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退社した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事、職員に対して、その職務執行の対価として、会員総会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を、会員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定

2. 理事の職務執行の監督

3. 代表理事、副代表理事、専務理事、会計及び職務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
出席した理事及び監事は必要に応じ、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の検査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常会員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を得なければならない。

一、事業報告書

二、貸借対照表

三、損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 36 条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 37 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第38条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

1. 当法人の会員の氏名及び住所は、以下の通りとする。

平成26年8月20日